

神戸市 AI の活用等に関する有識者会議

日時:令和5年 11 月 30 日(水)10:00～

場所:1号館24階 1247 会議室

議 事 次 第

1. 開会

神戸市 AI の活用等に関する有識者会議 開催要綱	資料1
神戸市 AI の活用等に関する有識者会議 委員名簿	資料2

2. 議事

(仮称)神戸市における AI の活用等に関する条例(案)について	資料3
----------------------------------	-----

3. 閉会

第2回会議: 令和6年を予定

神戸市 AI の活用等に関する有識者会議開催要綱

令和 5 年 11 月 17 日

企画調整局局長（DX 担当）決定

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、神戸市における AI の活用等を進めるにあたり、専門的な見地から幅広く意見を求めるため、神戸市 AI の活用等に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識や経験を有する者
- (3) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、6 名以内とする。

3 その他、市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として参加させることができる。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（有識者会議の公開）

第 4 条 有識者会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、企画調整局局長（DX 担当）が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 有識者会議を公開することにより公正かつ円滑な有識者会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 有識者会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

（施行細目の委任）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の開催に必要な事項は、デジタル戦略部課長（情報政策担当）が定める。

附 則（令和5年11月17日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年11月17日より施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

神戸市AIの活用等に関する有識者会議
委員候補者名簿

(敬称略, 五十音順)

○委員

- | | | |
|------------|------------|--|
| いくしま
生嶋 | みなみ
南 | 日本マイクロソフト株式会社 パブリックセクター事業本部/
公共・社会基盤統括本部/自治体営業本部
アカウントテクノロジーストラテジスト |
| えま
江間 | ありさ
有沙 | 東京大学国際高等研究所東京カレッジ 准教授
※AI戦略会議構成員
※日本ディープラーニング協会 理事 |
| かきぬま
柿沼 | たいち
太一 | 弁護士/STORIA法律事務所 共同代表
※日本ディープラーニング協会 理事 |
| やまだ
山田 | だいすけ
大典 | 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 特任研究員/
株式会社 Michele Holdings 代表取締役
※神戸スマートシティアドバイザー |
| よしなが
吉永 | たかゆき
隆之 | 一般社団法人 Urban Innovation Japan 代表理事
※元神戸市ITイノベーション専門官 |

○神戸市

- | | | |
|------------|------------|----------------------------|
| まさき
正木 | ゆうすけ
祐輔 | 企画調整局デジタル監 |
| よしおか
吉岡 | みきひと
幹仁 | 企画調整局デジタル戦略部長 |
| おだ
尾田 | ひろき
広樹 | 企画調整局デジタル戦略部課長 (情報政策担当) |
| はこまる
箱丸 | さとし
智史 | 企画調整局デジタル戦略部課長 (ICT業務改革担当) |

（仮称）神戸市におけるAIの活用等に関する条例（案）について

資料目次

- 検討の経緯
- 条例制定理由（対象範囲）
- 市民意見募集
- 特にご意見をいただきたいもの

（参考）

- AI活用が問題となった事例

○ 検討の経緯

- 【5月】神戸市職員の業務でのAIチャットボット利用ルールを条例で規定
- 【6月】欧州議会がAI規制案を承認
- 【9月】国AI戦略会議で「新AI事業者ガイドラインスケルトン（案）」が公開

＜本市の検討＞

○EUにおけるAI規制案についての分析

- ・EU AI規制は、生成AIに限らず、幅広いAI活用が対象。主に開発事業者に対する規制であり、地方自治体において同様の規制や安全性の審査行うことは難しい
- ・リスクベースのアプローチは市にも適用できる部分があるのではないか

⇒民間事業者や市民にはAIに関する規制ではなく、安全な利用を広報・啓発していくことを検討
市の業務利用に限り、AI（生成AIに限らない）の安全性について、何らかの確認義務を課すことを検討

○AIの行政利用やインシデントについての分析

- ・行政のAI利用について様々な指摘があることを確認（オランダの児童手当不正検知AIなど⇒参考資料添付）

⇒市がAIを業務利用するにあたってのリスクアセスメントの実施を検討
市民の権利・利益に影響を及ぼすインシデントの可能性から、条例でのルール作りを検討

新AI事業者ガイドライン（案）要約

【はじめに、第1部】 目的、考え方、定義、事例集

目的：信頼できるAIの構築、考え方：リスクベースアプローチ

【第2部】 AI開発から運用・利用にあたってのガバナンス

AI事業者共通の原則（法の支配、多様性、人権、人間中心等）、体制構築のあり方、AI事業者の行動目標を示す

【第3部】
アルゴリズム開発者向け

- ・透明性確保・説明可能性のあり方
- ・透明性確保の手法（外部監査、情報提供）

【第4部】
学習実施者向け

- ・学習データ公表のあり方
- ・収集ルール公表のあり方
- ・学習データ検証可能性
- ・適正な学習データ利用

【第5部】
AIシステム・サービス実装者向け

- ・安全性等の担保のあり方（セキュリティ含む）
- ・クラウドにより提供する場合の留意点

【第6部】
AIを活用したサービス実施者向け

- ・公正・説明責任・透明性の確保
- ・悪用対策等の責任分担
- ・ユーザー情報の管理
- ・入出力情報の管理
- ・不適切利用防止
- ・AI活用の明示

【第7部】
業務でAIを利用する者向け

- ・AI利用により期待する効果とリスクの整理
- ・**リスクアセスメントの実施**
- ・**政府のAI利用の注意点**

開発事業者

サービス事業者

利用者（本市）

条例制定理由（対象範囲）

	行政が利用する際の 主なリスク	過去のインシデント例 (詳細は参考資料)	利用者	規定方針	
生成AI	<ul style="list-style-type: none"> ・情報漏洩 ・誤った回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・AIチャットボット (アメリカ摂食障害協会) 	行政利用	条例制定済	
			民間利用	規定しない (新条例で事業者の適切なAI利用を支援)	
その他AI	<ul style="list-style-type: none"> ・間違った判断 ・偏った判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当申請システム (オランダ) ・低所得世帯向け現金給付 (ヨルダン) ・水質監視 (カナダ) 	行政利用	住民の権利利益に影響する重要な判断に利用	新条例で規定 (事前のリスク評価を義務付け)
				その他の事務効率化に利用 (庁内FAQ、AI-OCR等)	規定しない (職員への注意義務に留める)
				自動車や医療機器等の利用	規定しない (既存法の規定に従う)
			民間利用	規定しない (新条例で事業者の適切なAI利用を支援)	

意見募集

みなさまのご意見をお寄せください

(仮称)神戸市における AI の活用等に関する条例(案)について

AI（人工知能関連技術）が安全かつ効果的に活用される社会の実現を目指すことを目的に、「(仮称)神戸市における AI の活用等に関する条例(案)」の制定を予定しており、市民の皆様からの意見を募集します。

意見募集期間

2023年11月24日～12月25日

問い合わせ先

神戸市企画調整局デジタル戦略部

電話 078-322-6248

1 意見募集期間

2023年11月24日(金)～2023年12月25日(月)

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570(宛先住所記入不要)

神戸市企画調整局デジタル戦略部 意見募集宛

(2) ファクシミリによる提出

(078)322-6199 神戸市企画調整局デジタル戦略部 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス:ict_innovation@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市企画調整局デジタル戦略部

市役所1号館11階

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

3 注意事項

(1) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。また、神戸市にお住まいの方以外で、市内の事業所等に勤務されている方、市内の学校に在学中の方は、事業所等又は学校の名称及び所在地を記載してください。

(2) 提出される書式には、「(仮称)神戸市におけるAIの活用等に関する条例(案)について」に対してのご意見であることを明記してください。

(3) 電話などによる口頭の意見提出の受付及びいただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(4) いただいたご意見に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和6年1月中旬頃(予定)に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室(市役所1号館18階)でご覧いただけます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・ご提案は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見、ご提案、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) 意見提出に際し、以下の理由から氏名・住所の記載をお願いしています。
 - ア 提出された意見の内容を確認させていただく場合があること
 - イ 意見提出手続は、「市民（市内に在住・在勤・在学、事務所・事業所を有する方）」を対象として行う手続であること

神戸市における AI の活用等に関する条例（案）の制定について

1. 制定の趣旨

神戸市では、ChatGPT をはじめとする生成 AI について、個人情報等の保護をはかりつつ積極的に活用していくという観点から、全国に先駆けて条例の改正を実施しました。

AI の技術進化は目覚ましく、生成 AI に限らず幅広い分野に活用されつつあり、神戸市の業務遂行にあたって AI を活用した技術を積極的に導入し、市民サービスの向上、行政課題の解決に取り組んでいく必要があります。一方で AI の活用には様々なリスクがあることも言われております。そこで、神戸市では先に改正した条例の理念を引継いだ新たな条例を制定し AI 活用の基本的な方針を定めることによって、AI を安全かつ効果的に活用する社会の実現を目指そうとしております。

2. 条例（案）の概要

(1)目的

- ①市民の権利利益を保護しつつ効果的かつ効率的な市政を推進すること
 - ②市民及び事業者による AI の効果的な活用を促進すること
- で AI が安全かつ効果的に活用される社会の実現を目指します。

(2)対象

神戸市及び市の業務を請負・受託する事業者

・市民や一般の事業者の AI の活用を制限するものではありません。

(3)基本理念

市が AI 活用に関する施策を行う際の基本理念は次のとおりです。

- ①基本的人権及び社会の多様性を尊重し、人間を支援する技術として AI を活用すること
- ②個人及び社会が抱える様々な課題の解決を図り、持続可能な社会を実現するために AI を積極的に活用すること
- ③プライバシー及び安全性に十分配慮して AI を活用すること
- ④AI の活用によって人間が不当な差別を受けることのないよう公平性を確保するとともに、AI の判断についての透明性及び説明可能性に留意して活用すること
- ⑤AI に関する高いリテラシーを持った職員の育成に努めるとともに、市民及び事業者が AI の効果及びリスクを判断することに資する情報の提供に努めること

(4)基本指針

市は AI 活用に関する施策を行うために次のことを内容とする基本指針を定めます。

- ①市における AI 活用に関する基本的な事項
- ②市における AI 活用の際のリスクアセスメント

③市民及び事業者が AI を効果的に活用するための施策

④神戸市立学校の学校教育における、AI を適正に活用するための教育

(基本指針に定める具体的内容(案))

- ・ AI の積極的活用による市民サービスの向上・行政事務の効率化
- ・ 市の事務に AI を活用する際の留意点
- ・ リスクアセスメントの範囲・項目(※)・手法
- ※項目案：AI の影響範囲の特定、プライバシーの保護、説明可能性の確保、公平性の確保、透明性の確保、職員への教育、判断の責任
- ・ 市民及び事業者が AI を効果的に活用するための周知
- ・ 神戸市立学校において AI を適正に活用できる情報モラル教育の実施

(5)受託事業者等の責務

①市に提出する書類の作成において AI を活用したときは、その旨を明記すること

②市の受託事業等を実施するにあたり AI を活用するときは、事前に協議すること

・ 請負又は受託した事業者について対象となるものは、市の業務並びにその応募過程に関するものに限りま。

(6)AI 活用アドバイザーの任命

市が基本指針を定め、又は変更しようとする場合やリスクアセスメントを行う場合などに必要に応じて助言を求めるため、AI に関して優れた識見を有する方を神戸市 AI 活用アドバイザーとして任命します。

3. 制定の時期

令和 6 年第 1 回定例会(2 月)に上程し、議決を得て令和 6 年夏頃に施行する予定

○特にご意見をいただきたいもの

1. 条例の制定及び目的について



パブコメを抜粋

- ・下記の目的で条例を作り施策を進めるという方向性について
- ・目的として掲げる内容に不備がないか

(1)目的

- ①市民の権利利益を保護しつつ効果的かつ効率的な市政を推進すること
 - ②市民及び事業者による AI の効果的な活用を促進すること
- で AI が安全かつ効果的に活用される社会の実現を目指します。

2. 対象

- ・条例の対象を市及び市の受託事業者としていることについて不備がないか

(2)対象

神戸市及び市の業務を請負・受託する事業者

市民や一般の事業者の AI の活用を制限するものではありません。

3. 基本理念について

- ・基本理念として掲げる内容に不備がないか

(3)基本理念

市が AI 活用に関する施策を行う際の基本理念は次のとおりです。

- ①基本的人権及び社会の多様性を尊重し、人間を支援する技術として AI を活用すること
- ②個人及び社会が抱える様々な課題の解決を図り、持続可能な社会を実現するために AI を積極的に活用すること
- ③プライバシー及び安全性に十分配慮して AI を活用すること
- ④AI の活用によって人間が不当な差別を受けることのないよう公平性を確保するとともに、AI の判断についての透明性及び説明可能性に留意して活用すること
- ⑤AI に関する高いリテラシーを持った職員の育成に努めるとともに、市民及び事業者が AI の効果及びリスクを判断することに資する情報の提供に努めること

4. 基本指針について

- ・基本指針として掲げる内容に不備がないか

(4)基本指針

市は AI 活用に関する施策を行うために次のことを内容とする基本指針を定めます。

- ①市における AI 活用に関する基本的な事項
- ②市における AI 活用の際のリスクアセスメント
- ③市民及び事業者が AI を効果的に活用するための施策
- ④神戸市立学校の学校教育における、AI を適正に活用するための教育

(基本指針に定める具体的内容 (案))

- ・ AI の積極的活用による市民サービスの向上・行政事務の効率化
- ・ 市の事務に AI を活用する際の留意点
AI の補助的利用、市会答弁への利用禁止など
- ・ リスクアセスメントの範囲・項目 (※)・手法
※項目案：AI の影響範囲の特定、プライバシーの保護、説明可能性の確保、
公平性の確保、透明性の確保、職員への教育、判断の責任
- ・ 市民及び事業者が AI を効果的に活用するための周知
- ・ 神戸市立学校において AI を適正に活用できる情報モラル教育の実施

5. リスクアセスメントについて

(1) 実施対象として、リスクベースアプローチの観点から、市の事業のうち市民の権利利益に関わる重要な判断（下表：参考1にて補足説明）にAIを活用する場合を想定しているが、不備はないか

【参考1】

- ・公権力の行使にあたる行政処分の判断（※1）
- ・市の基本的な政策を定める計画策定の判断（※2）

※1 行政処分

国または公共団体が行う行為のうち、直接国民の権利義務を形成する、または、その範囲が確定すること、が法律上認められているもの

【例】課税、営業許可、保育所入所、職員採用、児童手当

※2 基本的な政策を定める計画策定

基本構想の案並びに市の基本的な政策を定め、又は個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画

（例）神戸市基本計画、市民福祉総合計画

5. リスクアセスメントについて

(2) リスクアセスメントの項目として掲げる内容（下表：参考2にて補足説明）に不備がないか（具体のリスクアセスメントの実施手順や基準については今後ご意見を伺いたいと考えております）

【参考2】

・リスクアセスメント項目案

①影響範囲の特定

AIを使用する事務の内容と使用範囲を特定し、AIが誤作動した場合に生じる影響を把握したうえで、AIの位置づけを決定すること

②プライバシーの保護

学習データの収集、分析などにおいて、プライバシー保護に留意し、個人情報を慎重に取り扱うこと

③説明可能性の確保

AIの判断理由、根拠を提示できる仕組みとすること

④公平性の確保（バイアスへの対応）

学習データ・アルゴリズムにバイアスがないことを確認すること。また、学習することにより新たにバイアスが発生するリスクを認識し、対応すること

⑤透明性の確保

人を欺くことがないようにすること。また、必要に応じてAIを使用していることをユーザに提示すること

⑥ユーザへの教育

AIの判断に誤りが含まれることやAIの業務における位置づけをユーザに研修等を通じて教育すること

⑦判断の責任

AIは補助的な役割を行うものであり、リスク等を認識したうえで最終的な判断は必ず職員が行う運用とすること

※セキュリティの確保については、庁内の既存の仕組み
（システム導入時のセキュリティ審査）で対応予定

【参考3】自治体等における AI 導入事例

No.	サービス対象者	分野	AI導入が期待される業務例	概要	処分に該当するか
1	市民	分野横断・窓口業務	●AIを活用した総合案内サービス【愛知県内39市町村】	市民の生活・引越・妊娠・出産などを中心に幅広い情報に関する問い合わせに対してQAデータを基にチャットボットが対応する。	該当しない
2			●AIを活用した申請受付・審査支援システム【戸田市他】	AI審査等の仕組みを導入し、問い合わせ対応から、申請・本人確認・手数料支払いまでをスマホで完結し来庁を不要にする。	該当
3	市民・職員	児童福祉・子育て	●AIを活用した児童虐待対応支援システム【三重県】	過去の対応事例を学習したAIがリスク度等を提示することで、児童を一時保護すべきかなどの判断の参考にできる。	該当
4			●AIによる保育所入所選考の自動化【さいたま市】	職員が行っている複雑な入所選考のルールをモデル化し、優先順位に沿って全員希望を実現する割り当てを自動判断できる。	該当
5		公共施設・インフラ	●AIを活用した道路管理システム【千葉市】	車載スマートフォンで路面を撮影し、AIが道路損傷を抽出する。	該当しない
6		福祉・介護	●AIを活用した介護予防【いわき市】	実際に介護認定された方のデータをAIに学習・分析させ、より潜在的なハイリスク者を抽出し、個別訪問の判断支援を行う。	該当しない
7			●AIによるケアプラン作成【豊橋市】	改善効果の見られたケアプランを学習し、利用者の要介護度などを入力すると学習結果に基づき、最適なケアプランを3つ提示する。	該当
8		危機管理	●防犯パトロール支援【神戸市】	過去の犯罪発生情報等に基づき犯罪発生を予測し、最適な防犯パトロールルートを表示することで、犯罪抑止効果を高める取り組みを実証実験として実施。	該当しない
9			●AIリアルタイム危機管理情報サービス【神戸市】	AI技術を活用し、SNS上に投稿された危機に関するデータ（火災・事故・自然災害の被害状況等）を自動収集・解析し、リアルタイムで可視化し、迅速に状況を把握する。	該当しない
10		職員	職員・税務・戸籍行政改革含む	●固定資産税の課税客体把握事務における航空写真AI解析クラウド実証【前橋市他】	航空写真から家屋・土地利用の異動や変更をAIが検出する等のサービスにより、税客体把握事務の業務効率化を目指す。
11	●AIを活用した住民税の賦課修正業務の効率化実証【練馬区他】			AIが住民や事業所から提出された各種課税資料の合算処理を実施し、資料の見直しと修正方法をレコメンドする。	該当
12	●未納者への催告業務におけるAI活用【川崎市】			市が蓄積してきた過去の折衝データから予測モデルを作成し、滞納者別に接触率の高い時間を曜日・時間別に導き出す。	該当しない
13	情報化・ICT・文書管理・調査		●AIリアルタイム議事録【青森県】	会議中の音声データを音声認識することで文字起こしを行う。	該当しない
14			●AI-OCRによる行政文書の読取・データ化【つくば市】	民間データを学習して構築されたLGWANASP上のAIが行政文書を読み取りを行う。追加学習しないが十分な読取効果を実現。	該当しない
15			●データ分析ツール【神戸市】	アンケートデータ等の大量のテキストデータを希望する分類数に応じてデータを分類。	該当しない
16	公共施設・インフラ	●AIを活用した漏水箇所検知【愛知県豊田市】	衛星から地上に電磁波を照射して得られた衛星画像データをAIで解析することで、漏水可能性区域を抽出する。	該当しない	
17	海外事例	児童福祉・子育て	●児童手当申請システム【オランダ】	児童手当の電子申請システムにおいて不正な申請や詐取を学習データを基に通知するAI。	該当
18		公共施設・インフラ	●ビーチの水質監視システム【カナダ】	AIにより、過去のデータと当日の降雨量、気温、風向きなどの指標に基づいてビーチの水質を予測し安全性を判断。	該当しない

※ 掲載ページ列は「自治体における AI 活用・導入ガイドブック＜導入手順編＞」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000820109.pdf

○ 以下、参考資料

【参考資料】

- 海外でAI活用が問題となった事例

○ 行政のAI活用が問題となった事例（海外）

件名

- ・児童手当申請システム（2021年・オランダ）

概要

- ・オランダでは、同国の児童手当の電子申請システムにおいて不正な申請や詐取を通知するAIが差別的な動作をし、要支援世帯からの貸しはがしの直接的な原因となった。不正を判断するアルゴリズムには国籍や民族がパラメータの一つとして組み込まれていた。この結果、不正をしていない世帯を含む26,000世帯が経済的に困窮し、多数の破産者、一家離散、自殺者を生み出した。

問題点

- ・AIによりバイアスのかかった判断が提示され、人間によるチェック機能が働かなかった結果、事実と異なる形で児童手当の不支給が発生した。

原因／要改善点

- ・AIの判断は過去の不正実績に基づき導入されたパラメータ（国籍・民族）による偏ったものであり、不正であることの証明となるものではなかったがAIの判断が盲信された。
- ・人間によるチェック機能を持たせるとともに、市民に対して、なぜ不正と判断したかの可視化や説明が必要であった。

○ 行政のAI活用が問題となった事例（海外）

件名

- ・低所得世帯向け現金給付プログラム（2019年・ヨルダン）

概要

- ・ヨルダンの低所得世帯向け現金給付プログラム「タカフル」では、アルゴリズムを使用して不動産、車、企業の所有権、世帯人数、電気と水の消費量などの指標を追跡し、どの世帯が支援を受ける資格があるかを評価している。
- ・このプログラムにより、世界銀行から提供された約10億ドル、22万世帯への割り当てを行っているが、アルゴリズムが低所得者の置かれた複雑な環境を反映しておらず、**一部の人々が排除されることにつながっていると民間団体から指摘を受けた。**
- ・たとえば、ヨルダンの労働力に女性が占める割合は小さいため、女性が世帯主である世帯はプログラムの対象となる可能性が高くなる。一方で、5年未満の車を所有している場合は、アルゴリズムによって自動的に除外されたが、通勤や水の輸送に車が必要な低所得者もいたとされた。

問題点

- ・AIによる判断基準が公表されておらず、不正確で偏っているとの指摘を受けることとなり、公平性の観点で問題が生じた。

原因／要改善点

- ・政府から公式な見解は出ていない模様。
- ・AIを活用することの透明性、判断アルゴリズムの説明可能性を高める必要があったのではないか。

○ 行政のAI活用が問題となった事例（海外）

件名

- ・ビーチの水質監視システム（2022年・カナダ）

概要

- ・トロント市は、2つの主要なビーチの水質を予測するために、人工知能予測モデリング (AIPM) を活用した新しい水質監視システムを導入したが、大腸菌により汚染された水質でもビーチの営業が繰り返し許可される間違った結果となっており、民間団体から指摘を受けた。
- ・従来の方では、水サンプルを検査していたが、結果が得られるまでに平均24時間かかり、タイムラグにより正確性に欠けるため、AIにより、過去のデータと、当日の降雨量、気温、風向きなどの指標に基づいて予測する新しいシステムを導入したもの。
- ・民間団体が夏季シーズン中のAIの予測結果と水質検査の結果を比較したところ、**精度は50%程度であり、ひどい日には、許容レベルの4.5倍の大腸菌数にもかかわらず、ビーチがオープンした日があったとされた。**

問題点

- ・AIによる予測モデルの精度に問題があり、市民に健康被害を与えるリスクが生じた。

原因／要改善点

- ・トロント市から公式な見解は出ていない模様。
- ・導入前に予測モデルの精度を確認するテストを十分に実施し、品質を確保することが必要だったのではないかと。

○ 企業のAI活用が問題となった事例（海外）

件名

- ・摂食障害相談におけるAIチャットボット活用（2023年・米摂食障害協会）

概要

- ・全米摂食障害協会では、摂食障害に悩む人からの電話相談を行っていたが、人による対応からAIチャットボットによる対応に切り替えてはいけいはずなのに（補助的に使うべきなのに）、切り替えて人による対応をやめた。
- ・AIチャットボットの受け答えにおいて、摂食障害者に対して治療と逆効果になる回答を行ったことが問題となり、同AIチャットボットを削除することとなった。

問題点

- ・ AIチャットボットの誤った回答により健康を害する恐れが生じた。

原因／要改善点

- ・ 当該AIチャットボットは、ルールベースの会話しか行えず予防を念頭においたものであったにも関わらず、通常の相談ツールとして活用するという適用範囲のミスマッチがあった。